

芦屋市国民健康保険に加入された皆様へ

1 資格情報のお知らせ・資格確認書について

- ◆ マイナンバーカードを保険証として利用する登録をされている方には、資格情報のお知らせをお渡しします。登録をされていない方には、資格確認書をお渡しします。（※更新分の資格確認書は、毎年7月に郵送します。）

2 保険料のお支払い

- ◆ 毎年4月から翌年3月までの1年間の保険料を、7月から翌年3月までの各月末日（金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に納期限を設定し、最大で9期に分けてお支払いいただきます。
- ◆ お支払いの方法は、①納付書でのお支払い（Pay Pay等の一部のスマホ決済サービスや、ペイジーによるお支払いも含む）、②口座振替でのお支払い、③年金天引き（特別徴収）です（②をご希望の場合は、「3 保険料の口座振替納付」をご参照ください。）。
- ◆ 加入手続きをされた翌月（手続きが月の営業日初日の場合は当月）中旬頃に世帯主様宛てに国民健康保険料納額通知書（以下、「納額通知書」）を郵送して、保険料を通知します。世帯主様が国民健康保険に加入されていない場合でも、世帯主様宛てになりますので留意ください（世帯主様に納付義務があります。）。

納額通知書は、計算した保険料を残りの納期限に割り振った金額を記載しています。

- ◆ ただし、次の場合は上記とは異なります。

3月に加入手続きをされた場合

5月中旬頃に3月までの保険料を通知し（納期限は5月末日の1回のみ）、4月以降の保険料は、別途7月中旬頃に通知します。

4月から6月20日頃に加入手続きをされた場合

7月中旬頃に保険料を通知します。

なお、4月に年度を越えて遡った日から加入となる手続きをされた場合は、3月以前の保険料についてのみ5月中旬頃に通知します（納期限は5月末日の1回のみ）。

5月以降に年度を越えて遡った日から加入となる手続きをされた場合は、7月中旬頃に3月以前の保険料と4月以降の保険料を分けて通知します。

4月に年度を越えて遡った日から加入となる手続きをされた例

⇒ 3月1日から加入（＝前年度分の保険料が発生）となる手続きを4月5日にされた場合は、翌5月に3月分の保険料を通知し、4月以降の保険料は別途7月に通知します。

- ◆ 芦屋市へ転入された場合は、芦屋市から前住所地に所得を照会し、保険料を計算します。前住所地からの回答が保険料の計算に間に合わない場合は、いったん所得割を除いて保険料を計算して通知します。その後回答があれば、保険料を再計算し、改めて通知します。
- ◆ 保険料を納期限ごとにお支払いいただくことが難しい場合は、分割納付のご相談も承っています。希望される方は納額通知書が届いた後、債権管理課までご相談ください。

3 保険料の口座振替納付

- ◆ 保険料のお支払いには口座振替もご利用いただけます。市役所窓口または市役所ホームページにある「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」をご提出いただいた後、金融機関での確認が終了して口座振替可能となります（最長1か月半程度かかります。）。封書又は納額通知書で通知しますので、それまでは加入手続きの翌月中旬頃に届いている納額通知書と同封の納付書でお支払いください。

- ◆ 所得更正や加入等で年度を遡って増額となった保険料についても口座振替となります。
- ◆ 納期限を過ぎた保険料は口座振替をご利用いただけません。また、分割納付される場合も口座振替をご利用いただけません。納額通知書とは別にお渡しする「分割納付書」にて、金融機関、コンビニエンスストア又は債権管理課の窓口でお支払いください。

4 保険料の減免等

<条例による減免制度>

- ◆ 今年（1月～12月）の所得見込額が、保険料算定の基準となる年の所得額（譲渡所得及び一時所得を除きます。）の半分以下に減る見込みである場合、保険料のうち所得割額の一部を減免できる場合があります。
- ◆ 算定した保険料が賦課限度額を超えている場合は、賦課限度額適用前の保険料で減免計算を実施します。その結果、なお賦課限度額を超過する場合は減免対象外となります。
- ◆ 減免はご申請いただいた上、審査を行って決定します。
- ◆ 納額通知書がお手元に届いた後、今年の所得見込額（離職されている方は離職の事実、自営業の方は経営状況）がわかる書類（源泉徴収票、給与明細、雇用保険受給者証、離職票、収支見積もり、廃業届など）をご用意いただき、保険課保険係にご相談ください。
- ◆ いったんお支払いされた保険料や、納期限を過ぎた保険料は、減免できません。必ずお支払いされる前に、直近の納期限までにご申請ください。

<国の制度による軽減制度>

- ◆ 雇用保険受給者証の離職理由コードが「11、12、21、22、31、32、23、33、34」のいずれかの場合にこの軽減制度に該当する可能性があります。詳しくは保険課保険係までお問合せください。

5 第三者行為

- ◆ 交通事故など、第三者（加害者）の行為によってけがをした場合、第三者が治療費を負担するのが原則です。「第三者行為による傷病届」の届け出により、国民健康保険が第三者に対し、一時的に立て替えた治療費を請求します。該当する場合は、下記保険係にご連絡ください。

◎芦屋市の福祉医療制度を利用されている方については、国民健康保険への加入情報を福祉医療担当課に連絡することがあります。

芦屋市 保険課 保険係	TEL 0797-38-2035	FAX 0797-38-2158
債権管理課	TEL 0797-38-2014	FAX 0797-25-1037